

## タックス・フラッシュ

2009年 第1号

2009年 1月 16日

### < 本号の項目 >

- **出国税の免除** 2009年より個人税務番号（NPWP）を持つ人は出国税を免除されます。個人税務番号を持たない人は、依然として出国税を支払う必要があります。
- **サンセット・ポリシーの延長** 以前より登録済みの納税者は、サンセット・ポリシーを適用した年次所得税申告書の提出期限が(当初の期限 2008年 12月 31日から)、2009年 2月 28日に2カ月間延長されます。
- **2008年税務年次申告作業** 企業が 2008 年の年次法人税申告書を提出する期限は年度末から 3 カ月か、4 カ月なのが不明確です。私どもは、国税総局（DGT）からの説明がないならば、3 カ月期限を目安にすることを提案します。即ち、企業の年度末が 2008 年 12 月 31 日の場合は、私どもは、年次法人税の未払税金を 2008 年 3 月 25 日迄に支払い、その申告書を 3 月 31 日迄に提出することを提案します。

### 出国税の免除

特定の人々にとって今年は以前より海外旅行が安く上がります、というのは、個人税務番号（NPWP）を取得している個人の居住納税者は出国税が免除になったからです。この免除は、地方自治行政によって発効された関連書類、即ち、インドネシア人の場合は家族カード（Kartu Keluarga）、外国人の場合はいわゆる SKSKP（随伴家族登録書）でカバーされる配偶者や扶養者（子供など）にも適用されます。

NPWP を持っていない納税者は引き続き出国税の支払いが要求されます。金額は、以前より上がり、空路の場合は一回毎に 2,500,000 ルピア（以前は 1,000,000 ルピア）、海路の場合は一回毎に 1,000,000 ルピア（以前は 500,000 ルピア）です。

どのように出国税の免除をもらうか、インドネシアを離れる度毎に何を準備する必要があるのか、以下、これらの事柄にハイライトをあてて説明します。

### 税務番号（NPWP）の所有

すでに NPWP を取得している場合には、以下の書類を空港のチェック・インの場所にいる出国税担当税務官に以下の書類を渡す必要があります。

- 個人税務番号 (NPWP) のコピー  
(訳注、プラスチックカードがある場合は、そのカードのコピー、又は書面でしか税務番号の連絡ない場合は、その税務番号登録確認書類のコピー)
- 本人のパスポートのコピー  
(訳注、写真のあるページと KITAS、ビザのスタンプのあるページのコピー)
- 家族カード又は SKSKP (随伴家族登録書) のコピー  
(これは配偶者と扶養者にのみ適用される)
- 搭乗券 (Boarding Pass)

出国税担当税務官が、税務番号が出発日の少なくとも 3 日前に税務署に登録されていたどうかを確かめるため税務番号を確認します。問題なく確認できた場合、搭乗券に「出国税免除」のスタンプが押されます。そうでないと出国税を支払わなければなりません。

国税総局は、その規則 2008 年第 53 号において、NPWP のコンピュータ上での確認は機材が準備されるまではなされず、それは早くても 2009 年 1 月 16 日となると規定していますが、現時点でも、上記の書類を渡せば、出国税は免除されています。

### **インドネシア入国に短期滞在する外国人**

インドネシア入国に短期滞在する外国人 (12 カ月に 183 日未満のインドネシアに滞在) は、出国税担当税務官に以下の書類を渡せば出国税を免除されます。

- 本人のパスポートのコピー
- 訪問ビザ (Visit visa)
- 搭乗券 (Boarding pass)

この免除は一緒に出した搭乗券に「出国税免除 (Exempt from exit Tax)」のスタンプが押されるか、そのステッカーが貼られて出国税の免除が与えられます。

### **海外に居住するインドネシア国民**

海外で暮らしているインドネシア国民は (例えば、海外勤務、海外留学など)、出国税担当税務官に以下の書類のうちの一つを提示すれば出国税を免除されます。

- 本人のグリーンカード
- その国のインドネシア大使館が認証した当該外国の住所宣誓書
- その他の関係書類

この免除は一緒に出した搭乗券に「出国税免除 (Exempt from exit Tax)」のスタンプが押されるか、そのステッカーが貼られて出国税の免除が与えられます。

### **バタム島、ビンタン島とカリムン島の外国人及びインドネシア人労働者**

バタム島、ビンタン島とカリムン島の外国人及びインドネシア人労働者は、その所得が

第 21 条（従業員所得税）／第 26 条（海外への支払に対する源泉税）の源泉税方式によりその雇用主に天引き徴収して納税されている場合は、出国税は免除される。

その免除は、出国税免除書（SKBFLN）が発行されることにより付与される。出国税免除書は、出国税担当税務官又は管轄の税務署に以下の書類を渡して要求すれば取得できる。

- ・ 申請書
- ・ 本人のパスポートのコピー
- ・ バタムかタンジュン・ピナンの初級税務署（KPP）の署長によって認証された、第 21 条／第 26 条の源泉徴収表

新出国税制度は今年から発効し、2010 年迄続き、2011 年の 1 月 1 日からは出国税は全員に対して完全に廃止されます。

### **サンセット・ポリシーの延長**

サンセット・ポリシーは延長されました。以前より登録済みの納税者、即ち、2008 年 1 月 1 日以前に NPWP を取得していた納税者は、この制度を適用し、「訂正年次所得税申告書（AITR）」の提出すべき期限を 2009 年の 2 月 28 日まで延長しました。このルールは 2007 年以前の全ての年度に適用されます。当初、AITR の提出期限は 2008 年 12 月 31 日で終了すると特定されていたものが延長されています。

新規に税務番号を登録した納税者、即ち、2008 年に NPWP を取得した個人納税者は、この延長とは無関係である。これら納税者は、2007 年までの全ての年度についてサンセット・ポリシーを適用した AITR を 2009 年 3 月 31 日までに提出することができます。

### **2008 年年次税務申告作業**

2008 年の年次申告期限が近づいてきています。しかしながら、どちらの期限が適用されるのか、とりわけ法人納税者について未だ明確になっていません。即ち、2008 年に発効した 2007 年新国税総則法は、年次法人税申告は、当該事業年度末から 4 カ月以内に、当該年次申告での未払税金を全て支払って提出すべきと規定しています。従って、2008 年 12 月 31 日を年度末とする会社とては、年次申告の期限は 2009 年 4 月 30 日となるべきです。

しかしながら、2008 年度に適用される 2000 年の旧所得税法は、その第 29 条でいかなる未払税金も事業年度の 3 カ月目の 25 日以内に支払われるべきことを要求しています。このことは、2000 年旧国税総則法が適用される古い年次申告の期限が、2008 年年次税務申告に適用されるべきことを意味しています。少なくとも一つの先例があり、即ち、「1721 様式」の従業員所得税の年次申告は 2008 年に従来どおり要求されていますが、2007 年新国税総則法においては年次従業員所得税申告は何ら要求されていないものです。

上記により、私どもは、2008年の旧法での年次申告の期限を目標することが賢明であると提案します。即ち、貴社の事業年度末が2008年12月31日の場合は、法人税の未払税金を2009年3月25日迄に支払いを済ませ、当該年次法人税申告書を2009年3月31日迄に提出することがベストであります。もちろん、今後、国税総局(DGT)により、2007年新国税総則法にもとづく新しい年次申告書の提出期限を適用する規則が発行されることもあります。しかしながら、貴社の納税申告を早めに終わらせてしまうことには何ら問題はありません。

#### ご質問等の連絡先 下記のPWCの各専門家へご連絡ください その1

アリ・マルディ ali.mardi@id.pwc.com	ティム・ワトソン tim.watson@id.pwc.com
アンソニー・アンダーソン anthony.j.anderson@id.pwc.com	アリ・ウидド ali.widodo@id.pwc.com
アントン・マニック anton.manik@id.pwc.com	アイ・ティン・ファン ay.tjhing.phan@id.pwc.com
エンゲリン・シアギアン engeline.siagian@id.pwc.com	ヘル・スプリヤント heru.supriyanto@id.pwc.com
リリー・チタデウィ lili.tjitatadewi@id.pwc.com	ポール・ラマン paul.raman@id.pwc.com
マギー・マーガレット margie.margaret@id.pwc.com	ジム・マクミラン im.f.macmillan@id.pwc.com
ヌルヤディ・ムルショディワルノ nuryadi.mulyodihwarno@id.pwc.com	レイ・ヒエディフン ray.headifen@id.pwc.com
ロベルトス・ウィナルト robertus.winarto@id.pwc.com	ヘンドラ・リー hendra.lie@id.pwc.com

#### ご質問等の連絡先 その2

ご質問等は、ジャパンデスクの北村浩太郎<[hirotaro.kitamura@id.pwc.com](mailto:hirotaro.kitamura@id.pwc.com)>まで、ご遠慮なくご連絡ください、ご質問の内容によりPWCの各業種の税務専門家をご紹介申し上げます。

PT プリマ・ワハナ・チャラカ / PricewaterhouseCoopers Indonesia

PT Prima Wahana Caraka / PricewaterhouseCoopers,

Plaza 89, Jl. H.R. Rasuna Said Kav.X-7, NO.6

Jakarta 12920, INDONESIA ,

Telephone. +62 21 521 2901,

Fax. +62 21 52905555,

お断り

この日本語訳は、ジャパンデスクが作成していますが、原文が英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください。(英語の原文は、[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id) から入手できます。)

また、作成に当っては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さ、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません。実務上、個々に記載している問題が発生した場合には、関連する法律・規則を参照し、適切な税務専門家のアドバイスを入手する必要があります。